

下水道事業受益者負担金の 前納報奨金について

岐阜市上下水道事業部
営業課

下水道事業受益者負担金制度とは

下水道施設は、道路や公園のように一般の施設と違って、利用できる人が限られています。

そこで、公共下水道が整備された区域内の土地の所有者や権利者の方々に、下水道の整備にかかる費用の一部を下水道事業受益者負担金(以下負担金という。)としていただくことで負担の公平を図り、その財源によって下水道の整備を促進しようとする制度です。



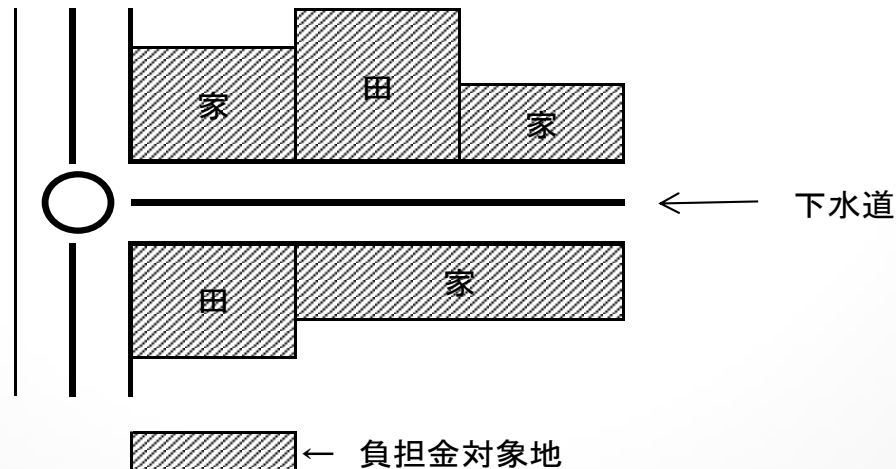
根拠法令

- ・都市計画法第75条
- ・岐阜都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

負担金の対象となる土地は

負担金は、公共下水道が整備された区域内のすべての土地が対象となります。たとえ、空き地や駐車場等建物が建っていない土地であっても、また下水道利用の有無にかかわらず、土地の面積に応じて一度限りの負担をしていただきます。

※ 市街化調整区域が賦課対象区域内である場合は上記の条件と一部異なります。



負担金の納付について

負担金の納付については5年分割での納付となります。ただし対象者が希望した場合は一括で支払うことも可能です。

5年分割での納付方法は「1年に1回、合計5回の分納」と「1年に4回、合計20回の分納」の2つの方法があります。

根拠法令

岐阜都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第8条第4項

負担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときはこの限りでない。

負担金の額

負担金は土地の面積に応じて以下の計算方法で算出。

$$\text{負担金額} = 1\text{m}^2\text{当たりの単価負担金額} \times \text{土地の面積(m}^2\text{)}$$

負担区	単価
第1負担区（中部、北部及び南部処理区）	50円/m ²
第2負担区（東部第1、第2、芥見及び日置江処理分区）	150円/m ²
第3負担区（北西部処理区及び北東部処理分区）	230円/m ²
第4負担区（柳津東、柳津西、佐波及び高桑処理分区）	420円/m ²
第5負担区（市街化調整区域（注））	250円/m ²

（注）市長が定める区域をいう。第1負担区から第4負担区までに含まれる区域を除く。

負担金納付例

平成30年度に第5負担区の土地400㎡が対象となった場合
負担金額 250円(第5負担区単価) × 400㎡ = 100,000円

徴収年度	一括納付	5回分納	20回分納 (1年に4回(7、9、 12、3月)納付)
平成30年	100,000円	20,000円	5,000円×4回
平成31年	—	20,000円	5,000円×4回
平成32年	—	20,000円	5,000円×4回
平成33年	—	20,000円	5,000円×4回
平成34年	—	20,000円	5,000円×4回

前納報奨金とは

受益者が納期到来前の負担金納付額を一括納付した際に、報奨金交付基準に基づき算出した額を前納報奨金として負担金の早期納付を目的に交付しています。

現在の交付率

一括納付する期間	交付率
1 年	3 %
2 年	6 %
3 年	9 %
4 年	12 %
5 年	15 %

現在の全期前納交付率 ⇒ **約8.85%**

例 負担金額が100,000円の場合 ⇒ **8,850円(8.85%)**

前納報奨金交付例

平成30年度に負担金額100,000円が賦課され、
全期前納した場合の前納報奨金内訳

	H 3 0	H 3 1	H 3 2	H 3 3	H 3 4
1 期	—	300円 (5,000円 × <u>6%</u>)	450円 (5,000円 × <u>9%</u>)	600円 (5,000円 × <u>12%</u>)	750円 (5,000円 × <u>15%</u>)
2 期	150円 (5,000円 × <u>3%</u>)	300円 (5,000円 × <u>6%</u>)	450円 (5,000円 × <u>9%</u>)	600円 (5,000円 × <u>12%</u>)	750円 (5,000円 × <u>15%</u>)
3 期	150円 (5,000円 × <u>3%</u>)	300円 (5,000円 × <u>6%</u>)	450円 (5,000円 × <u>9%</u>)	600円 (5,000円 × <u>12%</u>)	750円 (5,000円 × <u>15%</u>)
4 期	150円 (5,000円 × <u>3%</u>)	300円 (5,000円 × <u>6%</u>)	450円 (5,000円 × <u>9%</u>)	600円 (5,000円 × <u>12%</u>)	750円 (5,000円 × <u>15%</u>)

合計 8,850円(8.85%)

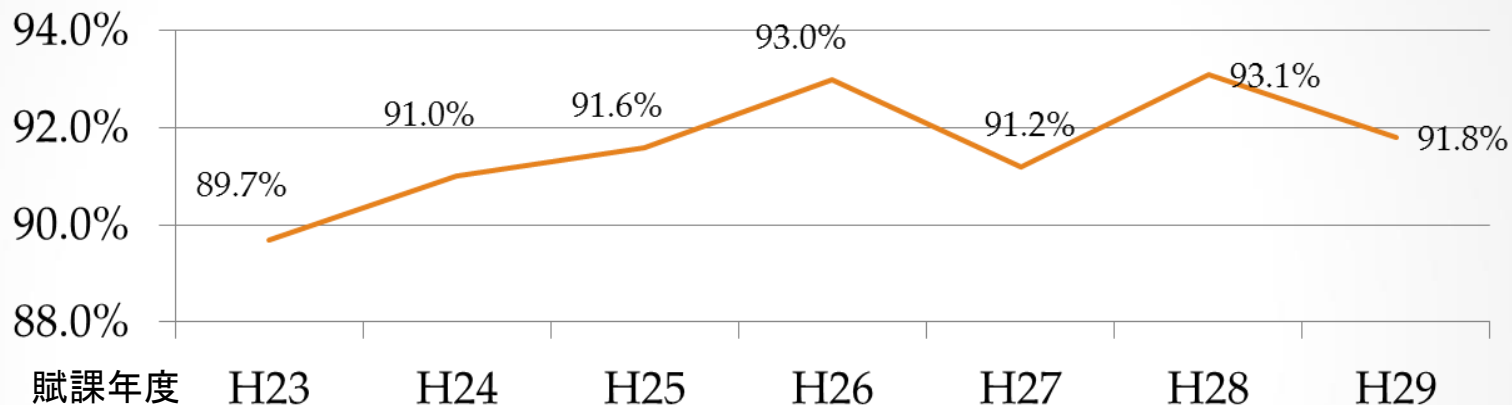
岐阜市の負担金収入状況

各年度3月末実績

徴収年度	調定額 (円)	収納額 (円) (A)	前納報奨 金額 (円) (B)	実納額 (円) (A - B)	現年度 収納率 (収納額/調定 額)	収納額に 対する 報奨金割合 (報奨金/収納 額)
H 2 3	77,743,286	70,957,336	4,784,312	66,173,024	91.27%	6.74%
H 2 4	85,153,365	80,242,586	5,709,110	74,533,476	94.23%	7.11%
H 2 5	67,857,145	63,531,864	4,334,116	59,197,748	93.63%	6.82%
H 2 6	106,540,027	101,935,337	6,907,265	95,028,072	95.68%	6.78%
H 2 7	119,269,002	113,915,645	8,296,675	105,618,970	95.51%	7.28%
H 2 8	81,323,440	76,587,503	5,141,809	71,445,694	94.18%	6.71%
H 2 9	108,180,594	103,695,754	7,727,944	95,967,810	95.85%	7.45%

岐阜市の前納報奨金制度活用状況

負担金納付者数に占める
前納報奨金制度利用者数の割合 (b/a)



前納報奨金交付者数一覧

賦課年度	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
負担金納付数 (人) (a)	1,230	1,378	1,147	1,682	1,527	930	1,607
納付年度終了までの利用者数 (人) (b)	1,103 (実績)	1,254 (実績)	1,051 (実績)	1,564 (※)	1,392 (※)	866 (※)	1,475 (※)

※H26～H29はH30.8時点の利用者数
利用者数は賦課年度で計上

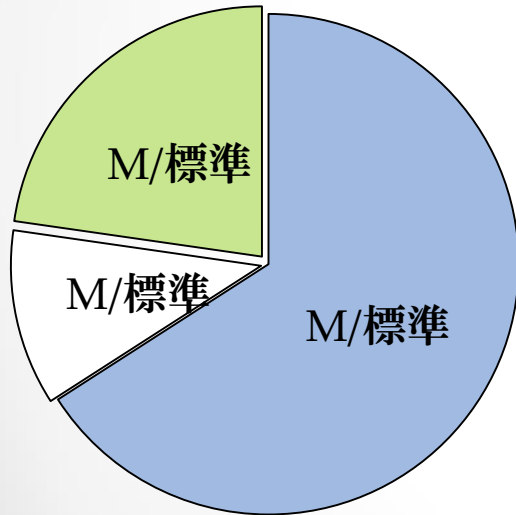
他都市の状況

(平成29年8月現在)

前納報奨金採用状況

中核市47都市調査

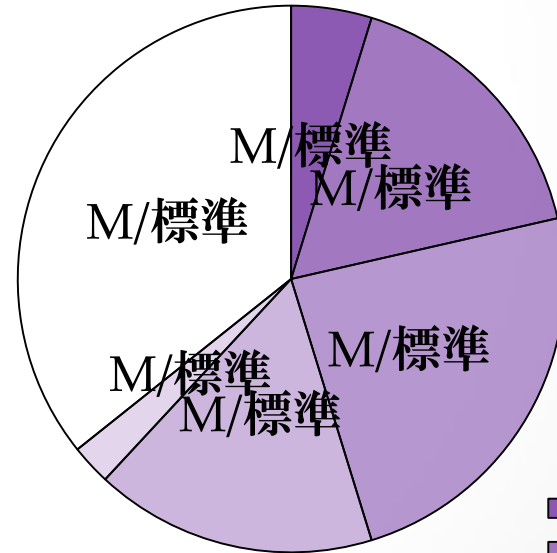
(回答なし2都市、負担金制度無し1都市)



- 採用している
- 採用していたが廃止
- 当初から採用せず

交付率の分布

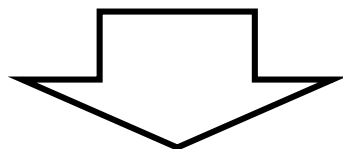
(比較可能都市27都市
+ 報奨金無し15都市)



- 16%~
- 12%~16%
- 8%~12%
- 4%~8%
- 0~4%
- 報奨金無し

今後の取り組みについて

- ① 前納報奨金制度は、利用率が高く、負担金の早期納付に一定の役割を果たしている。
- ② 他の中核市を調査した結果、現在も前納報奨金制度を採用している都市は6割以上ある。
- ③ 平成29年度以降、都市計画税の賦課のない市街化調整区域が受益者負担金の主な対象地となっている。
- ④ 上下水道事業の健全な経営的観点から、前納報奨金の交付率を見直す余地がある。



- ① **制度は**利用状況等を踏まえ**継続**
- ② **交付率は見直し**を検討



根拠法令内容(一部抜粋)

都市計画法

(受益者負担金)

第75条 国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によつて著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

岐阜都市計画下水道事業受益者負担に関する条例

(総則)

第1条 岐阜市長(以下「市長」という。)は、この条例の定めるところにより、公共下水道に係る下水道事業(以下「事業」という。)に要する費用の一部に充てるため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条の規定に基づく受益者負担金(以下「負担金」という。)を徴収するものとする。



前納報奨金根拠法令

岐阜都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程

第9条 前条の規定により受益者が当該納期の後の納期（次年度以降に係る納期を含む。）に係る納付額に相当する金額の負担金を納付した場合には、別表1又は別表1の2の報奨金交付基準に基づき算出した額を報奨金として交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを交付しない。

- (1) 報奨金の額が10円未満である場合
- (2) 当該受益者の未納に係る負担金がある場合
- (3) 国又は地方公共団体が受益者である場合

前納報奨金根拠法令(別表)

別表1

昭和36年以前に施行した地域に係る受益者負担金前納報奨金交付基準

一括納付する期間	対象額	交付率
1年	到来する納期の後の期間に納付すべき負担金相当額	6%
2年	当該期間に納付すべき負担金相当額	12%
3年	同上	18%
4年	同上	24%
5年	同上	30%
6年	同上	36%
7年	同上	42%
8年	同上	48%

備考 1年を超え次年以降の負担金相当額を前納する場合の報奨金の額は各期間に対応する交付率を乗じて得た額の合計額とする。

別表1の2

昭和37年以降に施行した地域に係る受益者負担金前納報奨金交付基準

一括納付する期間	対象額	交付率
1年	到来する納期後の期間に納付すべき負担金相当額	3%
2年	当該期間に納付すべき負担金相当額	6%
3年	同上	9%
4年	同上	12%
5年	同上	15%

備考 1年を超え次年以降の負担金相当額を前納する場合の報奨金の額は各期間に対応する交付率を乗じて得た額の合計額とする。